

第 18 警報設備

指定数量の倍数が10以上の製造所等（移動タンク貯蔵所を除く。）で、次表の危険物施設は警報設備を設けなければならない。

製造所等の区分	施設規模等	設置すべき警報設備
製造所 一般取扱所	①延べ面積500㎡以上のもの ②100倍以上の危険物を取り扱う屋内のもの（高引火点危険物を100℃未満の温度で取り扱うものを除く。） ③一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設けるもの（完全耐火区画のものを除く。）	自動火災報知設備
屋内貯蔵所	①100倍以上（高引火点危険物を除く。） ②延べ面積150㎡を超えるもの（150㎡以内ごとに不燃材料で造られた開口部のない隔壁で完全に区分されているもの又は第2類、第4類の危険物（引火性固体、引火点70℃未満を除く。）のみのものにあつては500㎡以上のもの。） ③軒高が6m以上の平屋建てのもの ④屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設けるもの（完全耐火区画のもの及び第2類、第4類（引火性固体及び引火点が70℃未満を除く。）のみのものを除く。）	自動火災報知設備
屋内タンク貯蔵所	①タンク専用室を平屋建以外の建築物に設けるもので著しく消火困難（危規則第33条第1項第4号）なもの	自動火災報知設備
給油取扱所	①一方開放の屋内給油取扱所 ②上部に上階を有する屋内給油取扱所	自動火災報知設備
上記以外のもので、指定数量の10倍以上の危険物を貯蔵又は取り扱うもの（移動タンク貯蔵所は除く。）		次のうち1種類以上 ・消防機関に報知できる電話 （加入電話等） ・非常ベル装置 ・拡声装置 ・警鐘

1 警報設備の基準

- (1) 消防機関に報知ができる電話は、危険物施設内になくても、同一敷地内のうち、速やかに通報ができる位置にあることによいものである。
- (2) 自動火災報知設備を設けなければならない危険物施設（危規則第38条第1項第1号）以外の危険物施設で指定数量の倍数が10以上のものに、危規則第38条第2項の例により自動火災報知設備を設けた場合は、危規則第37条第2号から第5号までの警報設備を設けないことができる。

2 自動火災報知設備の基準

危規則第38条第2項の規定のほか次によること。【平元. 3.22 消防危第24号】

- (1) 感知器等の設置は、施行規則第23条第4項から第8項までの規定の例によること。
- (2) (1)のほか施行規則第24条及び第24条の2の規定の例によること。

3 非常ベル装置、拡声装置及び警鐘

非常ベル装置、拡声装置、警鐘は、施行令第24条第4項及び施行規則第25条の2第2項の基準の例により設けること。